

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人門松歯科医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 1 9 2 6 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 1 1 年 3 月 1 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 1 年 3 月 2 9 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	門松 秀司	当医院管理者
理 事	門松 伸一	
同	門松 亜希子	
監 事	西山 幸	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院				

診療所	歯科診療所 【 】 門松歯科医院	4631630169	鹿児島県日置市伊集院 町下谷口1926番地	一般病床0床 療養病床0床 [医療保険0床] [介護保険0床]
介護老人 保健施設				
介護医療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 2月 28日	令和 5年度決算の決定
令和 年 月 日	令和 年度の役員年間報酬改定に関する承認
令和 年 月 日	定款の変更
令和 年 月 日	社員の入社及び除名
令和6年7月15日、令和6年8月9日	理事、監事の選任、辞任の承認
令和 年 月 日	令和 年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和 年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	医療機関債の発行（購入）の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 年 月 日 「 」病院開設許可（令和 年開院予定）

令和 年 月 日 「 」診療所開設

令和 年 月 日 訪問看護ステーション「 」開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 年 月 日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関

令和 年 月 日 小児救急医療拠点病院

令和 年 月 日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

建物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 医療法人 門松歯科医院
所在地 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 1 9 2 6

※医療法人整理番号 736

貸 借 対 照 表

(令和 6年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	41,484	I 流動負債	5,817
現金及び預金	24,256	買掛金	296
事業未収金	13,636	短期借入金	917
棚卸資産	301	未払金	2,766
その他の流動資産	3,289	未払費用	1,262
II 固定資産	43,059	未払法人税等	71
1 有形固定資産	17,707	未払消費税等	273
建物	1,984	預り金	228
医療用器械備品	8,450	II 固定負債	16,747
その他の器械備品	967	その他の固定負債	16,747
車両及び船舶	3,230	負債合計	22,565
その他の有形固定資産	3,073	純資産の部	
2 無形固定資産	80	科目	金額
その他の無形固定資産	80	I 出資金	5,000
3 その他の資産	25,271	II 積立金	56,978
有価証券	270	繰越利益積立金	56,978
長期前払費用	1,049	III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	23,951	純資産合計	61,978
資産合計	84,543	負債・純資産合計	84,543

法人名 医療法人 門松歯科医院
所在地 鹿児島県日置市伊集院町下谷口1926

※医療法人整理番号 736

損益計算書

(自 令和 6年 1月 1日 至 令和 6年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		106,110
2 事業費用		
(1) 事業費	103,158	
(2) 本部費	0	103,158
本来業務事業利益		2,951
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		2,951
II 事業外収益		
受取利息	17	
その他の事業外収益	6,323	6,340
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	0	0
経常利益		9,291
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	6	6
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	12,480	12,480
税引前当期純損失		3,182
法人税・住民税及び事業税	71	
法人税等調整額	0	71
当期純損失		3,253

※医療法人整理番号			736
-----------	--	--	-----

法人名 医療法人 門松齒科医院
所在地 鹿児島県日置市伊集院町下谷口1926番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員				賃借料の支払い (注1)	4,800	地代家賃	4,800

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人門松歯科医院

理事長 門松 秀司 殿

私（注1）は、医療法人門松歯科医院の令和6年会計年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 6年 2月 27日
医療法人門松歯科医院
監事 西山 幸

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。